

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ先
救急	傷病者搬送証明書の交付	救急自動車等で医療機関等に救急搬送された事実についての証明書の交付を、本人に代わりにパートナーが申請できる。	要	消防本部 0826-72-0119
障がい者福祉	身体障がい者などに対する軽自動車税（種別割）の減免	下記のいずれかに該当する場合、申請により減免する。 <ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの ・重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等（その方のパートナーが所有するものを含む。）で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院のために、その方のパートナーが運転するもの ※パートナーは重度の身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。	要	税務課 0826-72-7351
暮らしその他	町営住宅の入居申込	パートナーを同居予定者として市町営住宅への入居を申し込むことができる。	要	建設課 0826-72-7364
	り災証明書の交付	り災証明書（災害により被害を受けた事実を証明するもの）の交付について、り災者本人の代わりにパートナーが申請できる。	要	危機管理課 0826-72-7355 消防本部 0826-72-0119
	犯罪被害者等見舞金	犯罪行為によりパートナーが死亡した場合、遺族見舞金の支給を受けることができる。	要	北広島町人権・生活総合相談センター 0826-72-5020
	Uターン奨励金	町外に転出し、5年以上町外で生活した後、再び北広島町へUターンするパートナー世帯	要	まちづくり推進課 0826-72-7358